

### 【アメリカ】21世紀ドローン諮問委員会法の制定

2020年12月31日、「21世紀ドローン諮問委員会法（Drone Advisory Committee for the 21st Century Act of 2020）」が制定された（P.L.116-280.）。本法は全3か条から成る。連邦議会は、現在、無人航空機システムの利用は農業、林業及び放牧業の分野で増加傾向にあることに加えて、人口が少ない地域での使用は、他地域での使用とは本来的に異なるため、連邦航空局が設置するドローン諮問委員会の構成員に、多様な利害関係者を含めるべきであり（第2条(1)）、また、連邦航空局長官が諮問委員会の業務に関して透明性及び開放性を確保しなければならない（第2条(2)）と認識している。これらの認識に基づき、連邦航空局は、利害関係者等の直接参加を奨励するため、適切な措置を講じ（第3条(1)）、連邦航空局長官は、最大限、委員会の構成員に個人を指名するプロセスに、公衆を参加させなければならない（第3条(2)）と、規定された。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ280/PLAW-116publ280.pdf>

**【アメリカ】LGBTQ に対する差別の禁止等を目的とする大統領令ほか**

2021年1月20日、バイデン（Joseph R. Biden）大統領は就任式の後で、数十本の大統領令に署名したが、そのうちの1つが、性的少数者（LGBTQ）に対する差別の禁止等を目的とする大統領令 13988 号であった（86 Fed. Reg. 7023）。

主な内容は、次のとおりである。①連邦最高裁判所が、職場における LGBTQ 差別による解雇の合法性の判断を求められた *Bostock 対 Clayton County* 事件（140 S.Ct. 1731 (2020)）は、1964年市民的権利法第7編に基づき禁止される性差別の根拠に、「性自認」又は「性的指向」が含まれると判断し、いずれの解雇も無効であるとした。連邦最高裁判所は、この判決の理由において、様々な連邦差別禁止法が、性自認及び性的指向に基づく差別を禁止するとする。（第1条）②省庁の長は、性差別を禁止する 1964年市民的権利法第7編等に基づき発出された既存の命令、規則、指針等のうち、①に定める政策（性自認及び性的指向に基づく差別の禁止）と矛盾するものをレビューする。これに従い、省庁の長は、可能な限り迅速に、命令、規則、指針等を改正し、延期し、廃止し、又は新規に発出する。この大統領令の日から100日以内に、省庁の長は、連邦差別禁止法に合致して、既存の命令、規則、指針等の改正、延期等を行う計画を策定する。（第2条）③この大統領令にいう「省庁」とは、合衆国法典第44編第3502条第1項に基づく省庁をいい、同条第5項の独立規制機関を除く。（第3条）

これにより、バイデン大統領は、前政権が後退させた LGBTQ の権利（本誌第 286-1 号（2021年1月）p.20 参照）の回復に優先的に取り組む姿勢を示した。また、個別の分野では、同年1月25日には、トランスジェンダーが性自認に従い軍務に就くことを再び可能にするための大統領令 14004 号（86 Fed. Reg. 7471）、同年3月8日には、教育現場における性自認又は性的指向に基づく差別を禁止する大統領令 14021 号（86 Fed. Reg. 13803）等に署名した。

なお、LGBTQ に対する差別の禁止等については、従来、法改正がないままに、判例法等に基づき、大統領令や連邦規則により行われてきた。連邦議会では、LGBTQ に対する差別の禁止等に関する法改正に取り組むために、第 116 議会（2019-20 年）に続き、第 117 議会（2021-22 年）にも法案（H.R.5, Equality Act）が提出され、既に下院では、2021年2月25日に可決された。ただし、上院で可決できるかは不確実であるとされる。

他方、少なくとも 30 の州において、トランスジェンダーの女性（生物学的男性、性自認女性）であるスポーツ選手に、学校／大学スポーツ競技への参加を禁じることを目的とする法案が審議されている（ミシシッピ州、アーカンソー州、テネシー州等で成立）。トランスジェンダーの女性が、その性自認に従い学校等のスポーツ競技に出場すると、その体格等から生物学的女性と比べて有利になり、公平ではないとの理由からである。ただし、全米大学体育協会（NCAA）、国際オリンピック委員会（IOC）等は、2004 年以降、性自認に従うスポーツ競技への参加を認めている。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-01-25/pdf/2021-01761.pdf>

**【EU】新型コロナウイルス復興基金の「復興・回復ファシリティ」を設立する規則**

2021年2月18日、復興・回復ファシリティ（Recovery and Resilience Facility）を設立する規則（Regulation (EU) 2021/241. 全8章36か条と附則7部）が公布され、翌日施行された。復興・回復ファシリティは、EUの新型コロナウイルス復興基金「次世代EU」（Next Generation EU）の最重要プログラムであり、復興基金の総額7500億ユーロ（1ユーロは約127円）のうち、6725億ユーロを占める（本誌287-1号（2021年4月）pp.4-5参照）。

同ファシリティの対象分野は、①グリーン移行（環境に配慮した社会・経済への移行）、②デジタル化、③持続可能で包摂的な成長、④社会的・地域的結束、⑤公衆衛生及び経済的・社会的・制度的回復力（危機対応能力強化等）、⑥次世代の若者・子どものための政策の6分野である。

同ファシリティは、EU加盟国（以下「加盟国」）による返済不要な補助金3125億ユーロ、返済が必要な融資3600億ユーロから成る。補助金の70%は、各加盟国の人口、一人当たりGDP（国内総生産）及び失業率を考慮して、2022年末までに加盟国に分配される。残りの30%は、各加盟国の人口、一人当たりGDP及びGDPの減少の程度を考慮して、2023年末までに分配される。融資は、各加盟国の2019年GNI（国民総所得）の6.8%を上限として認められる。

加盟国は、復興・回復計画を欧州委員会に提出し、査定を受けなければならない。同計画は、上記の6つの対象分野全てに貢献すること、欧州セメスター（加盟国の経済・財政政策協調のための仕組み）における各加盟国への勧告で指摘された課題に対処すること、持続可能な経済活動の判断基準を示すタクソノミー規則（本誌285-1号（2020年10月）pp.20-21参照）に掲げる気候変動・環境保護等の環境目的のいずれにも深刻な害を及ぼさないこと、グリーン移行に関する支出を復興・回復計画における全支出の37%以上とすること、デジタル化に関する支出を同20%以上とすること等の11の観点から査定される。

査定後、欧州委員会は、EU理事会に補助金・融資の実施決定案を提案する。EU理事会による決定後、承認された額の13%までが、前払金として加盟国に支給され、残りの額は、復興・回復計画に定めた目標の達成状況に応じて支給される。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/241/oj>

**【EU】欧州民主主義行動計画の公表**

2020年12月3日、「欧州民主主義行動計画」(COM(2020) 790)が公表された。同行動計画は、①自由で公正な選挙の促進、②メディアの自由強化、③虚偽情報への対抗の3つの柱から成る。具体的には、次のとおりである。①自由で公正な選挙の促進のため、政治的な広告のスポンサー、製作者又は配信者(オンラインプラットフォーム、広告会社、政治コンサルタント等)の責任を明確化し、透明性を確保するための立法提案等を行う。②メディアの自由強化のため、ジャーナリストの安全確保に関する勧告の提案、スラップ訴訟(strategic lawsuits against public participation: SLAPPs。市民団体やジャーナリスト等による批判を抑圧するため、政府、自治体、大企業等が名誉毀損や業務妨害を理由に民事裁判に訴えること)からジャーナリストを保護する取組等を実施する。③虚偽情報への対抗のため、オンラインプラットフォーム等の利害関係者が任意で参加する既存の「虚偽情報に関する行動規範」を抜本的に見直し、積極的な監視・監督を導入する。欧州委員会は、2024年に実施される次期欧州議会選挙の前年である2023年に、これらの措置の実施状況を検討し、必要に応じて更なる措置を講じるとしている。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:790:FIN>**【イギリス】スコットランド生理用品無償提供法**

2021年1月12日、スコットランドで、地方自治体等に生理用品を無償で提供するよう義務付ける法律が制定された。この法律は、生活必需品である生理用品を金銭的な理由で満足に買えない状況を指す「生理の貧困」に対処することを目的としている。

法律は、全12か条から成り、無償提供義務(第1条～第4条)、ガイダンス(第5条)、責任者の追加的義務(第6条～第8条)、末尾規定(第9条～第12条)を規定する。施行日に関しては、末尾規定は制定日と同日、それ以外の条項は、制定日から2年以内で主務大臣が規則によって指定する日と定められている。なお、第5条、第6条及び第7条については同年2月23日に制定された規則に基づいて、同年3月18日に施行された。

法律の具体的な内容は、以下のとおりである。地方自治体、教育機関及び主務大臣が指定する公共機関(以下「責任機関」)は、それぞれの所管地域で必要とする人に無償で生理用品を提供する義務を負い、そのために必要な計画を策定し、維持しなければならない(第1条～第3条)。当該計画は、生理用品を入手する人の尊厳を尊重する方法で、合理的な範囲で容易に、生理用品を入手することができるようにし、数種類の生理用品の合理的な選択の機会を提供するものでなければならない(第4条)。当該計画は、主務大臣が公表するガイダンスを参考に、生理用品使用者と協議した上で、書面で作成されなければならない(第5条～第7条)。責任機関は、無償で使える生理用品があることと、いつ、どこで、どのような方法でそれを入手できるかについて、必要としている人に情報提供する義務を負う(第8条)。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <https://www.legislation.gov.uk/asp/2021/1/contents/enacted>

**【ドイツ】テロ対策条項の期限を廃止する法律—連邦情報機関による個人情報入手権限—**

2001年9月11日のアメリカ同時多発テロと軌を一にして、連邦レベルの情報機関である連邦憲法擁護庁（BfV）、連邦情報局（BND）及び連邦軍防諜局（BAMAD）に対して、テロ対策に関する新たな権限を時限的に付与するため、2002年にテロ対策法（BGBl. I S. 361, 3142）が制定され、連邦憲法擁護法（BGBl. I 1990 S. 2954, 2970）、MAD法（BGBl. I 1990 S. 2954, 2977）、BND法（BGBl. I 1990 S. 2954, 2979）、安全性審査法（BGBl. I 1994 S. 867）等が改正された。

当初、2007年1月までの時限措置とされていたが、2007年にはテロ対策補完法（BGBl. I S. 2）により一部の規定の期限が2012年1月まで延長され、2011年には連邦憲法擁護法改正法（BGBl. I S. 2576）により2016年1月まで延長された。さらに2015年4月の評価報告に基づいて、「テロ対策法に規定する規制の期限を延長する法律」（BGBl. I 2015 S. 2161）が制定され、特に航空会社、金融サービス、通信・テレメディアの企業から個人情報を入手する権限について、2021年1月への期限延長等が規定された。また、同法第5条は、2021年1月10日より前に、連邦政府が、学術専門家1名以上の関与のもと、これらの介入権限に伴う基本権の侵害の頻度と影響を考慮しつつ、テロ対策目的の実効性との関連を評価する旨を規定していた。

これに基づき連邦政府は、2020年10月6日に評価報告書（BT-Drs. 19/23350）を連邦議会に提出し、連邦議会が介入権限の規定を更に延長しなければ、2001年の法的状況に復すると指摘した。これを受け、連立与党会派（CDU/CSU 及び SPD）は、時限的な規定を恒久化するための法案を同月27日に連邦議会に提出した。同法案は、同年11月27日に連邦参議院を通過して成立し、同年12月3日に連邦大統領の署名を得て、同月9日に「テロ対策条項の期限を廃止する法律」（BGBl. I S. 2667. 全3か条）が公布された（翌10日施行）。これにより、テロ対策補完法等における時限規定が廃され、これまで連邦情報機関に対し時限的に認められていた権限が恒久化された。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2688/268838.html>

**【ドイツ】家族氏及び名の変更に関する法律（氏名変更法）改正と今後の見通し**

2021年3月17日に、家族氏及び名の変更に関する法律を改正する法律（BGBl. I S. 322）が公布され、翌18日に施行された。同法は全3か条から成り、第1条で家族氏及び名の変更に関する法律（氏名変更法）を改正し、第2条で連邦内務建設国土省に対して新法文（改正後の法律全文）の公示を認可し、第3条で施行を規定する。被改正法の氏名変更法は、ナチ政権下の1938年に制定され、ドイツ連邦共和国建国後も連邦法として適用されている法律であり、「帝国内務大臣」のような歴史的用語が残っている（同様の現行法令は、数十に上る。）。今回の改正は、現状と異なる歴史的用語を一掃することを目的とするもので、内容としての変更は行われない。第2条による氏名変更法新法文の公示は、同年4月15日に行われた（BGBl. I S. 738）。

なお、氏名法（Namensrecht）については、2018年に連邦内務建設国土省と連邦司法消費者保護省が、共同で有識者によるワーキンググループを立ち上げ、2020年2月に報告書「氏名法の改革に関する主要論点」が公表されている。同報告書は、ドイツでは多数の法律が氏名に関して規定しており、複雑かつ一部矛盾しているとして、①氏名法を1つの法律にまとめ、権限もまとめること、②氏名の変更を容易にし、氏名の選択の可能性を広げること（例えば、夫婦や子との共通氏として、配偶者それぞれの氏を連結するダブルネームを認めること）を、提案している。連邦政府は、この提案に基づく改革案を、2021年の連邦議会選挙後の議会期間に決定するとしている。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

- <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2729/272955.html>
- [https://www.gesetze-im-internet.de/nam\\_ndg/](https://www.gesetze-im-internet.de/nam_ndg/)
- <https://www.bmi.bund.de/SharedDocs/pressemitteilungen/DE/2020/03/namensrecht.html>

**【ロシア】孤児等への教育支援**

2021年2月17日付け連邦法第10号「連邦法「ロシア連邦の教育について」第71条及び第108条並びに連邦法「孤児及び親の養育を受けられない児童への社会支援の追加保障について」第6条の改正について」（以下「改正法」）は、孤児及び遺児等への教育支援を強化する法律である。「ロシア連邦の教育について」第71条及び第108条は、それぞれ高等教育における特別枠（国際競技で優秀な成績を収めた者、殉職軍人の子供、孤児等）及び末尾規定の条文である。「孤児及び親の養育を受けられない児童への社会支援の追加保障について」第6条は、孤児及び遺児等が教育を受ける機会の保障を定める条文である。ロシア連邦ではこれまでも、孤児及び遺児等が高等教育を受ける機会が保障されており、教育機関は彼らの入学枠を特別に設けなければならない、無料で学ばせる義務があった。しかし、この支援策は2021年1月1日までの時限的措置であった。改正法は、この期限条項を廃止し、「社会的に脆弱な」学生が無料で学ぶ機会を恒久的に得られるようにする。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/02/18/siroty-poluchili-bessrochnuiu-igotu-na-besplatnoe-obuchenie-v-vuzah.html>**【ロシア】笑気ガスの乱用防止**

亜酸化窒素（ $N_2O$ ）は、笑気ガスとも呼ばれる気体で、麻酔に使用される他、食品や工業にも用いられる。これ自体は、適切に利用すれば合法で安全な物質であるが、違法薬物のように乱用されることがある。過剰に吸入すると健康被害を及ぼすため、一般市民の利用や購入には制限が課される。2021年2月4日付け連邦法第4号「行政犯罪に関するロシア連邦法典の改正について」は、インターネットを使った「笑気ガス」乱用のそそのかし行為（宣伝・購入の呼び掛け）を禁じる法律である。笑気ガスを購入できる場所を教える等の行為をした場合、罰金（市民：1,000～2,000ルーブル（1ルーブルは約1.4円）、公務員：10,000～20,000ルーブル、非法人事業者：10,000～20,000ルーブル、法人：50,000～150,000ルーブル）又は営業停止処分（非法人事業者及び法人：30日間以下）が科される。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <https://rg.ru/2021/02/07/v-rossii-vveli-shtrafy-za-propagandu-veseliashchego-gaza.html>

### 【韓国】海苔（のり）産業の育成に関する法律の制定

2020年12月22日、「海苔産業の育成及び支援に関する法律」が公布された。2021年12月23日に施行される。この法律は、海苔（のり）の品質向上、海苔及びその加工品の養殖、加工、輸出等、海苔産業の育成及び支援に必要な事項を定め、海苔産業の競争力強化、グローバル化促進、付加価値の向上、漁業従事者の所得増大及び国家経済の発展に資することを目的としている（第1条）。消費者又は海苔産業従事者を対象とした関連技術の普及等のための教育訓練（第7条）、専門人材の養成（第8条）、海苔製品に関連する研究・開発を行う専門機関の指定（第10条）、海苔産業従事者の経営の安定及び改善のための支援（第11条）、海外市場活性化等のための広報及び海外市場開拓のための支援（第15条）、海苔産業の事業者団体設立に関する規定（第16条）、海苔及びその加工品に対する品質認証（第18条）、海苔産業振興区域の指定（第20条）等が定められた。この法律は、本則全27か条、附則1か条から成る。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_L2G0Y1N1R1F8H1Z7H2U3U2P9X7G1B3](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2G0Y1N1R1F8H1Z7H2U3U2P9X7G1B3)
- ・ <https://www.mof.go.kr/article/view.do?articleKey=36508&searchSelect=title&boardKey=10&menuKey=971&currentPageNo=5>

### 【韓国】河川管理業務の国土交通部から環境部への移管

韓国では従来、水管理に関する業務のうち、水量分野に関しては国土交通部（部は日本の省に相当）及びその前組織が、水質分野に関しては環境部及びその前組織が所管しており、そのほかにも場合に応じて多数の部署が関係していた。2018年6月8日の政府組織法改正により、水資源の保全・利用・開発に関する業務が国土交通部から環境部に移管されたが、河川管理業務については、国土交通部に残された（本誌277-1号（2018年10月）pp.4-5参照）。これに関して、2020年9月から10月にかけて、河川管理業務を環境部に移管する内容の3件の政府組織法改正法案（議員提出法案）が国会に提出された。これら3件の改正法案をまとめた行政安全委員会案が同年12月9日に本会議で可決され、同月31日、政府組織法の改正法が公布された。この改正により、河川管理業務も環境部に移管されることとなった（第39条及び第42条）。この規定は、2022年1月1日に施行される。

海外立法情報課・中村 穂佳

- ・ [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_F2R0T1M1J3W0Y1H5F5D7L5B2L4Q4K2](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F2R0T1M1J3W0Y1H5F5D7L5B2L4Q4K2)
- ・ <http://me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=90&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=286&orgCd=&boardId=1422350&boardMasterId=1&boardCategoryId=39&decorator=>
- ・ <https://www.nars.go.kr/report/view.do?page=12&cmsCode=CM0155&categoryId=&searchType=TITLE&searchKeyword=&brdSeq=25888>
- ・ <https://www.nars.go.kr/report/view.do?cmsCode=CM0043&brdSeq=33762>

**【中国】全国人民代表大会組織法及び議事規則の改正**

2021年3月11日、第13期全国人民代表大会（以下「全人代」）第4回会議において、全人代組織法及び同議事規則を改正する決定がそれぞれ採決・公布され、ともに翌12日に施行された。組織法は1982年12月の制定以来、議事規則は1989年4月の制定以来の全面改正となる。いずれも2018年設立の国家監察委員会（本誌278号（2018年12月）pp.63-86参照）に関する規定を追加するなど、おおむね現行制度に即して規定を整備した。

改正後の組織法は、全5章49か条から成る。第1章の「総則」を新設し、憲法に規定する全人代の原則等を明記し、中国共産党による指導（第3条）及び2019年の中国共産党第19期中央委員会第4回全体会議で提起された「全過程の民主」の堅持（第4条）、各国議会との交流強化（第7条）等を追加した。全人代常務委員会に関しては、委員長会議の職責内容を詳細化し（第25条）、全人代閉会期間中の全人代常務委員会の権限を強化し、その任免権が及ぶ国務院幹部の範囲を国務院総理以外の全員へと拡大し（第31条）、国務院及び中央軍事委員会の構成員の職務解除を決定できるとした（第32条）。また、全人代常務委員会及びその他委員会は、全人代代表との意思疎通を密にし、意見等を聴取しなければならない（第45条）、全人代代表による提案等に対し、関係機関等は真摯に検討し、回答しなければならない（第46条）とした。

改正後の議事規則は、全9章66か条から成る。全人代常務委員会に特殊状況下における会議日程変更の権限を認め（第2条）、議事日程や会議状況等の公開（第17条）、スポークスマンの設置（第18条）、ITの活用、資料の電子化、ネットワークビデオの活用等による利便性向上（第22条）を規定した。議案審議に関しては、法律案に対するパブリックコメントを義務化し、募集期間を30日間以上とし（第27条）、議事に入らなかった議案は、閉会後に関係する専門委員会が審議して常務委員会に報告を提出すること（第31条）を明記し、国家機関の人事任免に関しては、全人代で任命された国家機関の人員は憲法宣誓を行うことを明記した（第42条）。その他、第8章の「公布」を新設し、全人代で公布する内容等について明記した。

海外立法情報課・湯野 基生

- <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3N2U3NWY4ODAxNzgyNDJhYWY4ZDZjNmY%3D>
- <https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3N2U3NWY4ODAxNzgyNDNhMzZiMTNjODk%3D>

**【オーストラリア】道路交通法の改正（ニューサウスウェールズ州）**

2021年2月18日、シドニー市があるニューサウスウェールズ州（NSW）議会において、道路交通法（2013年法律第18号）を改正し、アルコールと違法薬物の両方の影響下にありながら自動車を運転した者への処罰規定を新設する法律（Road Transport Legislation Amendment (Drink and Drug Driving Offence) Act 2021 No.3）が成立し、同月24日裁可された（施行日は布告により定められる）。

改正前の道路交通法でも、アルコール（第110条）又は違法薬物（第111条）を服用しての自動車運転を処罰する規定は存在した。しかし、2020年2月、NSWで、アルコール及び違法薬物を服用した運転者が、自動車を歩道に乗り上げ子供4人を死亡させる事故が発生したが、アルコール・違法薬物両方の影響下にある運転を処罰する規定はなく、法律の不備が指摘されると共に、厳罰化の要求が高まっていた。なお、本改正法は、犠牲になった子供にちなみ「四天使法（Four Angels Law）」と呼ばれる。

主な改正点は、第111A条（規定の違法薬物が唾液、血液又は尿中に存在し、かつ規定濃度のアルコールが呼気又は血液中に存在するとき）の追加及び厳罰化である。

運転者から、例えば高濃度のアルコール（呼気210リットル又は血液100ミリリットル中0.15グラム以上。第108条）が検出された場合、初犯では3,300豪ドル（1豪ドルは約81.5円）以下の罰金若しくは18か月以下の禁錮又はこれを併科し、再犯では5,500豪ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁錮又はこれを併科する（第110条第5項）。違法薬物の場合は、初犯では2,200豪ドル、再犯では3,300豪ドルの罰金が科される（第111条第1項）。

今回の改正では、高濃度のアルコールと違法薬物の両方が検出された場合、初犯では5,500豪ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁錮又はこれを併科し、再犯では11,000豪ドル以下の罰金若しくは2年以下の禁錮又はこれを併科することとなり、アルコール又は違法薬物単独の場合をそれぞれ合計したよりも重い刑罰（下線部）が科されることとなった。

また、関連して、第111A条の罪に対応する免許停止期間や最短インターロック期間（運転者の呼気中のアルコール濃度を測定し、規定値を超える場合にはエンジンを始動できないようにする「アルコールインターロック装置」を装着した自動車を運転できる期間。免許停止期間後、インターロック運転免許を取得することにより適用される。）の規定が、第211条に追加された。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.legislation.nsw.gov.au/view/pdf/asmade/act-2021-3>